

令和4年度第2回和歌山県消費生活審議会会議録

1 開催日時及び場所

令和5年3月22日（水） 13:30～14:20

和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

2 委員の現在人数と出席者名

委員の現在人数…12名

【出席者氏名】

岡崎 裕 委員

東 紘資 委員

森田 拓哉 委員

山本 奈美 委員

石井 幸代 委員

小林 昭子 委員

玉井 勝代 委員

藤井 延子 委員

山路 さよ子 委員

坂口 博之 委員

成瀬 静夫 委員

細川 泰徳 委員

以上12名

3 事務局出席者

生駒 環境生活部長

中村 県民局長

嶋田 県民生活課長

嶋岡 消費生活センター所長 他担当課職員

4 議題

第三次和歌山県消費者教育推進計画（案）について

5 傍聴者

なし

6 議事概要

発言者	内容
司会	<p>ただ今より、令和4年度第2回和歌山県消費生活審議会を開催いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます県民生活課副課長の垣内と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の生駒からごあいさつを申し上げます。</p>
部長	<p>環境生活部長の生駒でございます。</p> <p>本日は、御多用の中、「第2回和歌山県消費生活審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様方には、平素から和歌山県の消費者行政推進に格別のお力添えをいただいておりますこと、心から御礼を申し上げます。</p> <p>さて、昨年7月に開催した第1回審議会において、消費者教育推進部会へ付託された「第三次和歌山県消費者教育推進計画」につきまして、これまで部会を3回開催し、さまざまな角度から協議を行っていただきました。部会委員の皆様には、御多用の中、熱心に御審議いただきましたことにこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、部会で作成いただきました計画案について委員の皆様には御審議いただき、審議会としての計画案として決定いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>計画策定後は、計画に基づき、子供から高齢者までそれぞれの年代に応じた体系的な消費者教育を推進していきたいと考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、今後とも、本県の消費者行政の推進において皆様からのお力添えをいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>それでは、本日御出席いただいております委員の皆様をご紹介します。</p> <p>岡崎会長でございます。</p> <p>東副会長でございます。</p> <p>森田委員でございます。</p> <p>山本委員でございます。</p> <p>石井委員でございます。</p> <p>小林委員でございます。</p> <p>玉井委員でございます。</p> <p>藤井委員でございます。</p> <p>山路委員でございます。</p> <p>坂口委員でございます。</p> <p>成瀬委員でございます。</p> <p>細川委員でございます。</p> <p>なお、本日は、浅田委員、成戸委員、脇田委員が所用のため欠席されております。</p>

	<p>以上、本日の出席委員は12名でございます。和歌山県消費生活条例第31条の規定により、委員総数15名の過半数の出席となっておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>続いて、事務局側の出席者を紹介いたします。</p> <p>環境生活部長の生駒です。</p> <p>県民局長の中村です。</p> <p>県民生活課長の嶋田です。</p> <p>県消費生活センター所長の嶋岡です。</p> <p>なお、本日は、文化学術課、生涯学習課、県立学校教育課、義務教育課、教育センター学びの丘の職員も出席しております。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元の会議次第により進めます。</p> <p>まず、お手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>資料はお揃いでしょうか。</p> <p>なお、本日の会議については、和歌山県消費生活審議会運営規則及び和歌山県消費生活審議会傍聴及び会議録閲覧に関する要領により、会議録を公開することになっております。</p> <p>それでは、議題進行につきましては、条例第30条により会長が議長となることとなっておりますので、岡崎会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>岡崎会長よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、議事の円滑な進行にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>第1回審議会において、第三次和歌山県消費者教育推進計画案の審議について消費者教育推進部会へ付託を行いました。</p> <p>その後、消費者教育推進部会において、協議を重ね、計画案が出来ましたので、本日は皆様にお諮りしたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局より「第三次和歌山県消費者教育推進計画（案）」について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>県民生活課課長の嶋田です。私のほうから「第三次和歌山県消費者教育推進計画（案）」について説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>まず、1ページご覧ください。</p> <p>本計画は、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき策定する計画であり、策定にあたっては、国が定める「消費者教育の推進に関する基本的な方針」、いわゆる「基本方針」を踏まえることとされております。また、「基本方針」については国において12月から</p>

1 月にかけてパブリックコメントが実施され、今月末の閣議決定に向けて、現在最終調整を行っていると考えております。

県においては、7月の第1回審議会にて、本計画改定に関する審議を消費者教育推進部会へ付託し、その後、消費者教育推進部会にて協議を重ね、資料1の計画案を作成いただきました。本日の審議会において、計画案決定の決議をいただいた後は、事務局においてパブリックコメントを4月から5月にかけて実施し、7月頃を目途に策定できるよう手続きを進めていきたいと考えております。

2ページ、「三次計画の構成について」ですが、基本的な構成は二次計画を踏襲しております。二次計画から変更した部分としましては、二次計画では第1章内に記載のあった「消費者を取り巻く現状」についての記載を、第2章として特出しして、新たに設けております。

3ページ、「第1章 計画の基本的な考え方」についてですが、前回審議会において「7年は長いため、中間見直しをすべき」というご意見をいただきましたので、期間中における社会経済情勢の変化に対応するため、「中間的な見直しを実施する」という文言も併せて記載しております。

続いて、4ページから5ページに「第2章 消費者を取り巻く現状」について記載しております。

4ページ「1 社会状況の変化」については、前回審議会でもご説明しましたが、「③在留外国人等の増加」という項目が新たに追加しております。これについては、国の基本方針にも記載されている事項でございまして、本県においても在留外国人数が近年増加傾向である上に、外国人の方は文化や言語の違い等により消費者トラブルに遭いやすいものと考えられるため、項目を追加しました。

5ページの「2本県における消費生活相談の状況」については、前回審議会にてご説明させていただいたものから変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続いて、6ページから8ページに「第3章 第二次計画の実績と評価、課題」について記載しています。

二次計画においては、「ライフステージや場の特性に応じた取組」「関係機関等との連携・協働」「消費者教育の担い手の育成」「市町村の取組支援」の4つの施策を基本として、取組を進めてきました。この章では、4つの施策ごとにこれまでの取組と今後の課題を整理しています。

まず、6ページをご覧ください。

「1 ライフステージや場の特性に応じた取組」として、学校等、地域社会、職域における取組事項を定め、それぞれ取組を進めてきました。

学校等においては、小学校から高等学校および特別支援学校において、新たな学習指導要領に基づき、消費者教育の取組が進められており、デモ授業についても、県教育委員会と連携し、授業の活用に向けた周知を行うなど、実施回数は年々増加傾向にあります。

また、県独自教材として、幼児向け、小学生向け、中学生向け、高校生向け教材の作

成・配布や、成年年齢引下げに関する特設サイトの開設、SNS や検索サイト等におけるWEB 広告などの取組も行ってきました。

課題としては、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルを未然防止するため、引き続き、若者の消費者教育の充実を図っていきたくと考えております。

また、学校で活用しやすいデジタル教材の提供などを検討する必要もあると考えております。

地域社会については、特に高齢者について、一人暮らし世帯の増加も見られるため、地域で見守る体制を構築していくことを重点的に取り組みました。

取組の状況としては、地域の見守り体制を構築するための「消費者安全確保地域協議会」が県内 11 市町において設置されるとともに、見守り体制を構築・強化するための支援を行ってきております。

また、研修会や「生活教養講座」等により、生活情報や消費者トラブルに備える知識を身に付けるための情報提供・普及啓発も行ってしております。

課題としては、更なる地域の見守り体制の構築、強化をするため、市町村等に対して引き続き働きかけを行うとともに、地域で活動している団体やサポーター等と連携した取組を一層進めてまいりたいと考えております。

職域における取組の状況としましては、企業等の従業員を対象とした「消費者啓発講座」等により、消費生活に関する知識や理解を深めることに努めましたが、残念ながら申込み件数は少ない状況でした。

社会人になると消費者教育を受ける機会が減少しがちになるため、学校教育以降の継続的な学びに向けて、事業者等が積極的に研修機会を設けるよう、より一層、働きかけてまいります。

続いて、7 ページの、「2 関係機関等との連携・協働」についてです。

県関係機関等との連携については、「消費者教育連絡協議会」を通して教育行政等と連携し、情報交換や取組の検討を進めてきました。また、福祉行政分野等との連携においては、消費者被害防止のネットワークを通じて、注意喚起情報の定期的な提供を行いました。

課題としましては、学校における消費者教育実施のサポートを目的としたデモ授業の活用促進や教材の提供などの取組を進めていくことが必要だと考えております。

また、地域の見守り活動を強化するため、消費者行政分野と福祉行政分野との連携だけでなく、警察と連携することにより、見守り活動の実効性が高まると考えられるため、警察部局との連携も一層進める必要があります。

さらに、金融金銭教育やSDGs、食育等についても、引き続き金融広報委員会や環境部局等と連携した講師派遣等の取組が必要と考えています。

事業者等との連携については、県が実施する生活教養講座において、消費者団体、事業者などから講師派遣をしていただいたり、事業者のCSR 活動に県が後援するなど、消費者教育の周知・啓発を連携して取り組みました。今後一層の幅広く連携を推進していくことが必要と考えております。

災害時における関係機関等との連携については、生活教養講座において、防災に関するテーマを取り入れたり、また広報誌による情報提供など、災害等非常時に備えた消費行動、非常時における消費者としてふさわしい行動を考えるきっかけとなるよう取組を進めました。

平時から災害発生時を想定した消費行動等を周知するとともに、大規模災害発生時における相談業務に関する協定を締結している関係団体と情報共有をするなど、準備をしておくことが必要と考えております。

続いて、8ページの、「3 消費者教育の担い手の育成」については、消費者教育に関する担い手や消費生活サポーターの育成を中心に行ってきております。

消費者教育コーディネーターについては、現在は県職員が兼務していますが、今後は、担い手とのより効果的な連携を図るために、学校現場をよく知る元教員や啓発講座を開催している消費者団体等から適任者を掘り起こすことなどを考えてまいります。

また、「消費生活相談員養成講座」においては、相談員の養成に努めるとともに、教員向けには食育や情報モラルの研修を実施するとともに、消費者教育に関する講義動画の作成等を行いました。

引き続き、幅広い分野において消費者教育を啓発、周知できる体制づくりのため、担い手として活動する団体等を掘り起こし、育成していきたいと考えております。

最後に「4 市町村の取組支援」についてですが、消費生活相談員による相談体制の充実を図り、各市町村が地域における消費者教育の拠点となることを目指し取組を進めてきました。

市町村が地域の消費者教育の拠点として役割を担っていくためにも、引き続き、研修や情報提供を行い、地域に根ざした消費者教育体制の構築を推進することが必要と考えております。

以上が、二次計画の実績と課題になります。

続いて、9ページから「第4章消費者教育施策の推進」について記載しています。

9ページには消費者教育の推進について、全体イメージをお示ししています。

社会情勢や二次計画における課題等の現状を踏まえ、5つの基本的視点に基づき、4つの施策において取組を行うことで、『自ら考え、自ら行動する』自立した消費者の育成」という目標を目指すというものになっております。

続いて、10ページをご覧ください。

「三次計画における基本的視点」ですが、二次計画では「重点事項」という表現を使っておりましたが、国の基本方針に沿って「基本的視点」という表現に変更しております。

県ではこの5つの基本的視点を設定し、今後、取組を進めていきたいと考えております。

基本的視点のうち、「1 若年者に対する消費者教育の推進」「2 高齢者等に対する消費者教育・啓発の推進」「3 消費者教育における人材の育成」については、内容を拡充しているものもありますが、基本的には2次計画から継続している項目となっております。

また、「4 デジタル化に対応した消費者教育の推進」「5 消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供」については、国の基本方針の改定時に新たに追加された項目であり、これを踏まえ県の計画の項目に設定しております。

県としては、2次計画に引き続き、「若者」と「高齢者」への消費者教育ということを中心としながら、デジタル化や消費者市民社会などの新たな課題についても対応していきたいと考えております。

では、それぞれの項目について簡単に説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

「1 若年者に対する消費者教育の推進」についてですが、一つ目の成年年齢引下げや不安をあおり困惑したことに乗じて契約させる悪質商法に関する消費者トラブルの未然防止を今回新たに追加しました。

成年年齢引下げについては、高校在学中に成人となるということもあり、成人になるまでに消費者トラブルに関する知識や被害防止について学ぶ必要があります。また、大学生等については、一人暮らしになるなど環境が大きく変化することもあり、不安をあおったり、困惑したことに乗じて契約させる悪質商法の被害に遭いやすくなるため、消費者被害に遭いやすい類型や手法の知識等を積極的に提供する機会を拡大していくことが必要になります。

2つ目から4つ目は2次計画からの継続事項ですが、学校へ専門講師を派遣するデモ授業の実施促進、教員の消費者教育実践を支援するための教員向け研修会等の実施、消費者教育教材の提供や活用促進となっています。

続いて、高齢者の対策については、12ページをご覧ください。

1つ目は以前から取り組んでおりますが、見守りネットワークの構築推進ということで、現在県内の11市町で設置しております「消費者安全確保地域協議会」について、未設置自治体への設置に向けた働きかけを引き続き進めていきたいと考えております。

2つ目は、高齢者等を対象とした消費者被害の未然防止ということで、地域で高齢者が集まる会合等に専門講師を派遣する「消費者啓発講座」を開催するなど、悪徳商法や高齢者が遭いやすい被害事例を紹介し、被害の未然防止のための情報を提供していきます。

3つ目は、特に高齢者の被害が多い特殊詐欺に関しては、警察と連携し、被害防止に向けた周知や啓発を実施していきます。

4つ目が消費者トラブルに遭った時や何か困りごとがあるときにすぐに相談できるよう消費生活センターや消費者ホットライン188の認知度をさらに高められるよう広く周知啓発を実施していきたいと考えております。

13ページをご覧ください。

2次計画においては、「消費生活センター等の拠点化」という項目でしたが、項目名を「消費者教育における人材の育成」に変更しました。

内容としては、県消費生活センターの機能強化ということで、国民生活センターへの研修参加などによる消費生活相談員のスキルアップや、消費生活相談員の専門知識を活かした消費者教育を進めます。また、消費生活センターにおいて、市町村向けの研修を

実施するなど市町村の相談窓口の支援も行っていきます。

また、地域で子供向けに読み聞かせを行っている団体等に地域の消費者教育の担い手として活動してもらうなど、地域において様々な形で消費者教育を提供できる体制を作るため、担い手団体の掘り起こしや育成の取組を進めます。

大学生が消費者教育の担い手として活動することも一つの方法だと考えておりますので、大学生等が主体となって周囲の若年者等への啓発活動を行う取組についても、支援を行っていききたいと考えております。

14ページをご覧ください。

「4 デジタル化に対応した消費者教育の推進」は今回新たに追加した項目となります。

第二章の「社会状況の変化」にも記載のとおり、近年、デジタル化の進展が急加速しており、消費者教育についても、デジタル化に対応していく必要があります。

また、デジタル化の進展に伴い、消費の方法やサービスなどが大きく変化し、新たな消費形態が次々生まれてきています。

県では、そういった急激な変化に対応するため、地域で見守り活動をしている方などに対し、最新の情報を提供するとともに、関係機関等と連携し、デジタル関連の消費者トラブルの未然防止をはかっていきます。また、若者に伝わりやすい手法としてWEBでの周知を行うなど、メディアの特性や若年層に合わせた情報発信を推進していきます。

次の「5 消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供」についても今回新たに追加した項目となります。

この消費者市民社会とは、「消費者教育の推進に関する法律」において「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義づけられております。

この消費者市民社会の形成に向け、消費者としてふさわしい行動を考えるための多角的な情報を発信するとともに、人や社会、環境や地球等の社会的課題の解決に配慮した消費行動を行う「エシカル消費」などの持続可能な社会形成に寄与する情報も提供していきます。

また、消費生活センター等に相談することは、被害を受けた当事者である個人が救済されるだけでなく、消費者被害に係る情報を社会で共有することで、トラブルの原因となった社会的な問題の解決にもつながることと考えます。消費者がトラブルに遭った際にはすぐに消費生活センター等に相談できるよう、消費生活相談窓口や消費者ホットライン188の周知・啓発を推進していきます。

以上、5つの基本的視点を設定させていただきました。

具体的な取組事項については、資料3に二次計画との比較表として一覧にしておりますので、資料3をご覧ください。

取組施策としては大きく4つあり、二次計画と同様の「ライフステージや場の特性に応じた取組」「関係機関等との連携・協働」「消費者教育の担い手の育成」「市町村の取組支援」となっています。

	<p>取組事項については数も多いため、計画案の新規項目を中心に説明させていただきます。</p> <p>なお、継続事項については、幅広い取組ができるように文言修正をしているものなどがあります。下線部を引いているところが二次計画から変更している箇所になりますので、参考にご覧ください。</p> <p>まず、「幼稚園、保育所、認定こども園」ですが、二次計画においては講座実績が少ない年代でありましたが、三次計画においては国の定期的な事故防止の情報発信を活用するなど、様々な情報発信を行い、講座の実施や周知啓発につなげていきたいと考えております。</p> <p>「小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校」および「大学、専門学校等」については、基本的視点にもありました、成年年齢引下げや不安をあおって契約させる商法等消費者被害に遭いやすい類型・手法等について注意喚起や周知、啓発を追加しております。また、2ページの「地域」においても同様の項目を追加しております。</p> <p>2ページの「家庭」については、成年年齢引下げによる若年者の被害防止のため、家庭内においても消費者トラブルについて話すなど、親が子供を見守る体制を構築することが非常に重要であるため、若者の親世代に対しても情報提供や普及啓発を行ってまいります。</p> <p>3ページの「福祉行政分野等との連携」においては、基本的視点にもあったように特殊詐欺等に関して警察部局と連携することを追記しております。</p> <p>資料2に戻っていただき、15ページをご覧ください。</p> <p>「第5章 計画の推進体制」についてですが、本計画を進めていくためには、市町村や消費者団体、事業者等と連携していくことが必要であり、体系的に消費者教育の実践を進めてまいります。</p> <p>また、本計画における進捗については、毎年度開催します当審議会において、報告をさせていただきます。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>こちらは、今回改定される国の基本方針の概要となっています。</p> <p>右下の黄色枠で「K P I の検討・設定」の中に「地方公共団体の推進計画での設定も促す」とありますが、国においてK P I の適切な指標の設定に向けて検討を進め、地方公共団体へ設定事例等の情報提供を行うということになっており、本県においても、国や他府県等の状況を見ながら、今後K P I 設定に向け検討を行い、計画の中間見直し等に合わせK P I の設定を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上で、「第三次和歌山県消費者教育推進計画(案)」の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今「第三次和歌山県消費者教育推進計画」について、説明をいただきました。この計画案については、消費者教育推進部会で協議を重ね、このような形になっています。</p> <p>この計画案についてご意見、ご質問があれば挙手にてお願いします。</p>
東副会長	<p>この計画案については、特に意見はございませんが、質問として、計画の中でも成</p>

	<p>年年齢引下げの項目があり、非常に重要ということだと思いますが、消費生活センターにおいて成年年齢引下げの影響による被害事例（相談）等があれば教えてください。</p>
嶋岡所長	<p>消費生活センターの嶋岡です。</p> <p>成年年齢引下げによる影響について、昨年度と比較して相談状況に特段大きな変化はございません。相談の事例としては化粧品やエステ関係など若者の関心が高い内容の相談が多く寄せられています。</p>
東副会長	<p>確かに実感としても、先ほどおっしゃった化粧品などのトラブルが増えているのかなと思います。計画についても、結果を意識しながら取り組んでいただきたい。</p>
議長	<p>私も今のお話を聞いてですけど、実際に被害にあったというものではないですが、若者は携帯で SNS を使います。SNS は無料だが、広告があって、そういった広告はターゲット広告になっている。職業や年齢等を精査したうえで、ターゲットを決めて広告を打っている。聞いた話によると、今までなかったような広告が高校 3 年生にまでターゲットを広げているそうです。これは啓発が学校等で行われているので、すぐに引っかけるといえるものではないですが、若者がターゲットになっているという事実はある。今後、こういった形で守っていくのが次の課題になると思います。</p>
森田委員	<p>私も計画案について異論があるわけではないですが、基本的視点の中で「デジタル化に対応した消費者教育の推進」が設けられており、これは若年者や高齢者の取組の中で重なる部分はあるかと思いますが、今回特にデジタル化の急激な進展に対応するという明確な目的があるのかなと思います。</p> <p>計画案（本文） 5 ページに、H 2 9 から R 3 までの被害状況のトレンドが分かるようになっていますが、デジタル化のどんな方法を使って、このような被害にあったのかなど、そういった視点の分析も必要だと感じました。</p>
議長	<p>今のは質問ではなく、意見ということでよろしいでしょうか。</p>
森田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>では、私から気になった部分についてですが、資料 4 の基本方針の基本的視点に「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進」とありますが、県の計画案にこれに該当する部分が見当たらず、どうしてかなって思いました。</p> <p>また、第 3 章「第二次計画の実績と評価、課題」の「1 ライフステージや場の特性に応じた取組」の中の「職域」で「従業員向けの「消費者啓発講座」を実施したが、実施数は少ない」と書いているが、これを読んだとき、このスタンスは違うと思いました。企業は企業で、学校は学校で、それぞれ独自の取組をやっているが、ここの書き方だと「教える・教えられる」の関係にあり、これに釘を刺しているのが国の基本方針の基本的視点だと感じました。つまり、もはや消費者教育については、誰かが誰かに教えるものではなく、それぞれが自分から学んでいく必要があると思います。</p> <p>ピラミッド状に上から知識が流れるのではなく、SNS のようにお互いがつながっていくような関係性を求めているのではないかと感じました。</p>

	<p>例えば、「消費者教育推進協議会」のようなものを立ち上げ、そこで委員の皆さんの取組を共有していくということが国の基本的視点の1番目に示していることではないかと感じました。</p> <p>計画案の見直しをしろということではないですが、基本的な方向性としては、すべての消費者が横につながっていくような仕組みや仕掛けを今後求められるし、デジタル化の時代においては、素晴らしい方向性だと思いました。</p>
議長	<p>他ご意見等はありませんか。</p> <p>他にご意見等がないようですので、今回お示した「第三次和歌山県消費者教育推進計画（案）」を審議会における計画案として決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長	<p>また、今後、事務局において文言等の修正があった際は私のほうで確認させていただくということで一任いただくことでよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長	<p>では、事務局の方でパブコメ等の手続きを進めていただければと思います。</p> <p>これで本日の議事は以上となりますが、その他ご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
委員	(なし)
議長	<p>それでは、本日の議事を終了します。</p> <p>スムーズな議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。これもちまして議長の務めを終了させていただきます。</p>
司会	<p>岡崎会長ありがとうございました。</p> <p>今後、事務局においてパブリックコメントを実施し、策定に向けた手続きを進めてまいります。委員の皆様には都度、情報提供をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、令和4年度第2回和歌山県消費生活審議会を終了いたします。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、ありがとうございました。</p>